

「寄生地主制」研究に関する一考察

—その分析方法の再検討について—

逆井孝仁

いわゆる「寄生地主制」⁽¹⁾をわが国の資本主義的な発展の特殊性に由来する近代化の「特殊日本型」の所産としてではなく、封建制から資本制への移行過程において一般的に（つまり世界的に）みられる過渡期に固有の土地所有制であるとして、その成立の必然性と条件とを農民層分解の視点から捉えようとする分析方法は、これまで地主制研究におけるほど共通に承認された前提となっていた。したがって地主制研究の中心的論点は、地主制の成立に必然的に結果する農民層分解の性格はいかなるものであるのか、つまりそれはブルジョアの分解であるのかもしくはそれと異なる「封建的分解」であるのか、またはブルジョアの分解であるとするならばそれはいかなる発展段階のものであり、いかにして地主制に帰結するのかわかる所におかれ、これをめぐって様々な論議が展開されてきたのであるが、⁽²⁾まだに明確な結論に到達していないのである。⁽³⁾

それゆえに従来からも地主制研究に精力的な発言をつづけてこられた堀江英一氏がその最近作たる「幕末維新の農

業構造⁽⁴⁾において、工業における資本主義の発展段階を農業に適用されつゝ、『小商品生産』農業段階』を設定され、『小商品生産』農業段階の農民層分解が必然的に寄生地主的土地所有に帰結することを積極的に立証』する新たな理論を提唱され、それによってこれまでの研究方法の混乱を克服されようと企図されたことは注目すべきことであつた。しかしこうした氏および協力者の作業はその意図と努力にもかかわらず十分な成果を挙げていないようである。

したがつて本稿では堀江氏の企図がどうして、つまりいかなる意味で失敗したのか、その基本的原因がどこに由来するのかを追求することにより、実は地主制分析の方法そのものの再検討が現在何よりも必要である所以を明かにしたいと思う。地主制研究の現状はこうした理論的再検討を要求しているのではないだろうか。⁽⁵⁾

(1) もともと寄生地主制なる範疇は日本資本主義機構の一環として体制的に把握されたわが国に固有の土地所有形態に他ならなかつた。しかし地主制研究の展開にともなつてその後これを絶対王制の下で一般的にみられる基本的な土地制度として世界的範疇化しようとする方向が支配的となつてきたが、しかし一方では西欧の（および日本の幕末期の）地主制は一般に近代化過程に現われる過渡的ウクライドであり、したがつてこれと資本主義の発展にもかゝらず強固に存続、再生産されたわが国の寄生地主制をたゞちに同一の論理で把握することは出来ないという見解もある。（たとえば大石嘉一郎「農民層分解の論理と形態」——「商学論集」第二十六卷第三号。および安孫子麟「日本地主制分析に関する一試論」——「東北大学農学研究所彙報」十二卷第二・三号）ともかく「寄生地主制」の世界史的把握を意図するものはわが国地主制の成立およびその強固な存続の必要性と条件をとまかく同一の論理の内部で矛盾なく説明する必要がある。この点に明確な結論の出でない現状では寄生地主制なる範疇はやはりもっと慎重に取扱われねばならないのではないだろうか。したがつて本稿ではわが国に固有の寄生地主制以外を意味する場合には「寄生地主制」なる表現をつかつて両者を区別することとする。なおこの点についてはさらに栗原百寿氏の「現代日本農業論」（中央公論社刊）の三二—四〇頁、および「農業問題入門」（有斐閣刊）の二八四—二八九頁を参照せよ。

(2) かゝる分析方法が基本的にはすでに戦時中からつゞけられていた比較経済史学の成果によつてもたらされたことは周知の

ところであろう。(とくに大塚久雄氏、高橋幸八郎氏、松田智雄氏の諸研究)すなわち大塚氏らは封建的生産様式の解体過程に「民富」の形成、「中産的生産者層」の成立→その兩極分解(農民層分解)→資本関係の形成といった近代化の基調を西欧の歴史のなかで見事に実証的に検出することによって封建制度または封建的地代のもとにおける「民富」の形成、「胎芽的利潤」の成立をはっきり主張されたのである。この結果、封建的地代重圧の下にあってはいかなる意味でも「胎芽的利潤」の成立は許されず、したがって農民層分解の余地はありえないと断定して寄生地主制に関する論議をもっぱら機械的に理解された「地代範疇論」にのみ結びつけていた戦前以来の地主制研究の方向を理論的に克服することがようやく可能となった。レーニンの「発展」で述べられている諸命題のわが国への適用もこゝではじめて問題たりうることになったのであった。

したがってこうした「寄生地主制」分析の視角の転換は、日本地主制の成立とその強固な存続の必然性と条件とをそれ自体の「内的論理」ではなく、基本的にはわが国資本主義の構造的特質との関連でのみ科学的に検討する方向を歩んできたこれまでの研究方法(この点では「講座派」も「労農派」も基本的には同じであったといえる)のもつ制約をようやく消滅させたのであった。「寄生地主制」はかくてそれ自身がいかなる経済発展段階における農民層分解の所産であるのか、またそれはいかなる歴史的性格をもった生産関係であるのかという点が追究されはじめたのである。

(3) 戦後における地主制研究の中心的論点を明かにする上で大きく役立つたのは、いわゆる「寄生地主制論争」であった。この論争は「商学論集」第二十三巻第五号所収『寄生地主制の研究』が端初であり、それに対して岡田亨好氏の批判(「歴史学研究」一九五五年十一月号所収)と堀江英一氏のそれ(「商学論集」第二十四巻第三号所収)が加えられた。この両氏の批判に対して吉岡昭彦、山田舜阿氏から反批判(「歴史学研究」一九五六年一月号所収)が提出され、以上の論争に対して大塚久雄氏の総括的な批判(「歴史学研究」一九五六年二月号所収)が行われることで一応終結したが、その後も多くの諸氏がこの論争に言及している。とくに堀江英一氏は「大衆運動の評価の問題」講座派理論の分解を中心として(「日本史研究」第二十七号所収)においてこの論争を「講座派の道」と「講座派を脱却する道」との対立と評価したが、のちに安良城盛昭氏は「日本経済史研究の当面する課題(一)——「理論」と「実証」をめぐる二・三の問題——」(「思想」一九五八年第五号所収)においてかゝる堀江氏の把握を批判しつつ、この「論争」の核心的論点はまさに服部之総氏のかつて提起された「地主」ブルジョア「範疇」の再検討におかれていたことを強調しておられる。

たしかに論争は直接には、絶対王政成立期における農民層分解の歴史的性格の評価（ブルジョアの分解）か「封建的分解」か）をめぐる行われつゝも、安良城氏の云う如くその時期にまさに（半）封建的な地主としての側面と近代的なブルジョアとしての側面の両側面を一身に兼ね備える「存在」が、果して歴史的に実存しうるか、若し実存するとするならば、如何にしてその実存が可能であるかを、「理論」的に解明することを中心課題としていたといえよう。しかし同時に吾々がこゝで注目しなければならぬのは、大塚氏も云われる如くそこにみられた「対立」において、「局地的市場圏の理論」そのものには対立した双方が基本的には、異論がなく、たゞその適用の仕方についてのみ差異を表明したという点である。つまりそこでは封建制（「共同体」）の解体→ブルジョアの発展といった歴史的過程をもっぱら封建的共同体構成員の商品生産者規定から直ちに把握するか、それとも共同体構成員の農民経営（「農業生産力構造」）視点からとらえるかといった「局地的市場圏の理論」の歴史的適用⇨具体化のみが争われたにすぎない。吉岡氏が「ブルジョアの発展⇨共同体揚棄の原動力は共同体構成員からは出てこない。しかも共同体内部から出てこなければならない。」と力説されたのはこのためであった。要するにそれは土地所有規定を本質的に欠如する「共同体」理論の内部に起った「相互批判」にすぎなかつたのである。この点は見失なわれてはならない。だからこの「論争」の意義を過大評価して、実はそれが基本的にはその後の地主制研究の停滞の要因を内包させていた点を見逃してしまつた堀江、安良城氏らの評価はあやまりである。

(4) 堀江英一編「幕末維新の農業構造」（岩波書店——昭和三十八年二月刊）

(5) こゝ数年來の内外諸情勢の急速な変化に規定された「反封建」から「反独占」への国民的課題の轉換は、歴史学の内部にも大きな変化をよび起した。「戦后歴史学的方法的反省」が各分野で要請されるにいたり、近世史研究においてもそれまでのもっぱら近代前史としてのみ把握された「崩壊過程論」から「幕藩制構造論」への分析視角の轉換によつてこれに答へんとする各種の作業がはじめられている。本稿における地主制分析の方法論に対する再検討はしたがって当然にこうした作業の一環であるといつてよい。ただその場合本稿がとりわけ強調したいのは、かかる方法的反省、分析視角の轉換を單なる外的要請の結果としてでなく、あくまで歴史学それ自体の体系内部における必然的要請として、したがって何よりも主体的、自覚的にそれをうけとめる姿勢を失つてはならぬということである。歴史学的方法的反省は、現実的課題の轉換に「外から」促進された単なる分析視角、課題設定の變更に終つてはいけぬ。（たとえば「資本主義成立史論」から「産業革命論」への課題轉換、また

西欧との対比という視点からアジアとの対比という視点への転換による日本近代化の把握など。またそれと共に現実的課題に答ええぬ単なる研究の独自性の主張に終つてもいけない。(幕藩制構造論の注意すべき点はこのにある。)それはあくまで基本的に現実的課題の転換に内部的理論的に対応しえなかつたこれまでの歴史学の「よわさ」への深刻な方法的反省でなければならぬ。かくて新たな国民的課題に答えうる歴史像を構成してゆくという目標をはっきりかかげつつ歴史学は現在その「よわさ」を理論的、内在的に克服するという地味なしかも苦勞の多い作業からまず始める必要がある。この意味で過去の遺産に対する清算主義的態度は徹に排さるべきであり、その批判的、発展的継承がのぞまれる。本稿は、以上述べた意図に支えられているのである。(この点くわしくは「岩波講座日本歴史第十三巻・近世5」所収の拙稿参照)

二

堀江氏によれば農民層分解の視点から「寄生地主制」の成立をとらえようとした「いままでの研究史は『小商品生産』農業が農民層分解を一途に資本主義農業に向かわせ寄生地主的関係に帰結しないという共通の見解にたつてい」⁽¹⁾たが、しかし世界的に「寄生地主制」の存在が、史実の上で検出されるにおよんで「農民層分解におけるイギリス型と日本(およびフランス)型との対置というながい伝統がくずれて、わたしたちが一般的・通俗的に『小商品生産』農業と考えてきた時期に、農民層分解は理論の方向に進行しないで、程度の差はあるにしてもどこでも寄生地主的土地所有を志向していたことがあきらかとなった。」そこでわが国の主流の見解はこの『小商品生産』農業段階を制限したり否定したりする方向で寄生地主的土地所有の形成を説明「しようとしたといわれる。たとえば「吉岡山田理論」は「小商品生産」農業を否定することによって、また「大塚理論」はそれを共同體理論による市場差別論に封じこむことによって、また「宇野理論」はそれを工業発展段階論で修正して「寄生地主制」の形成を説明したと

いうのである。

たしかにこれまでの地主制研究の中心的課題はブルジョアの發展（＝農民層の分解）にもかかわらずそれが結局は「寄生地主制」に帰結するのは何故であるかを解明する点にあり、またその場合とくに封建制のもとにおける農民層分解がそのまま資本関係の形成過程として殆どの人に理解されていたことは研究の上に多くの困難をまねいた。したがって堀江氏が何よりも農民層分解の段階的把握を意図されつつ「小商品生産」農業段階を設定し、そこでの「農民層分解が必然的に寄生地主的土地所有に帰結すること」を積極的に立証され、史実と理論の統一に一応成功されたのは極めて適切であったといえよう。つまり氏はここで従来の研究史にみられた「農民層分解論」のあやまった理解（とくに「共同体理論」からの把握）を克服されようとしたのであった。実際かつて堀江氏自身がいわれたように「共同体理論」は二重の論理的内容から構成されている。それは「(一)封建的生産様式の実体が農民的自然經濟に歪少化され、自然經濟がそのまま直ちに『封建的』と規定される。」および「(二)さらに共同体そのものを封建的生産様式と同視し、共同体を封建的生産様式に代位させている。」の二点であり、要するに「自然經濟と共同体と封建制とを簡単に同一視」する点にその特徴があるのである。したがって封建制から資本制への移行はもっぱら社会的分業の展開＝生産諸力の發展によって封建制の土台としての共同体がそれと異質な商品生産、すなわち局地内での商品交換の發展にともなうて形成された「局地内市場圏」の拡大、それによる旧来の共同体の解体を基本線として把えられている。すなわち封建制生産様式の内部的自己矛盾（領主的土地所有と農民的土地保有の對抗）による發展は全く無視され、ひたすら資本制形成史の起点としてのみ封建制が理解されているのである。いわば封建制（＝共同体）はそこでは「いちぢるしく形式化され」た「外枠」としてたんに理解されるに止まり「外枠たる『規制』が取り除かれるならば、そこに現わ

れてくる生産関係はすでに原理上小ブルジョア経済にいちぢるしく接近している」といわれるほどのものであった。だから「外枠」としての封建制はその内部で当初から小ブルジョア経済の成立、その両極分解（資本関係の形成）の過程が進行しうる可能性を内包するものとされていたのでありしたがって農民層分解はここではない、いかなる場合も「一途に資本主義農業の方向に向か」うものと理解されることになるのであった。だから農民層分解の進行過程が他方においては同時に封建制の解体過程であること、したがってその直接の結果はまず「自由」な農民的分割地所有の形成に他ならず、しかもその「分解」によりはじめて資本制的土地所有が成立する事実を指摘することは極めて適切であったのである。この点に実はなお后述する如き問題を含みつつも堀江氏の「小商品生産」農業段階設定の大きな意義があったのである。とくにこの「過渡的土地所有」としての分割地農民はイギリスのごとく特に有利な事情——つまり農村の外での資本制生産の一般的発展によつて条件づけられているとともに、世界史的には封建的生産様式から資本制生産様式への移行によつて世界市場を征服しえたという事情——のもとではじめて典型的に「両極分解」することによって資本制的土地所有制を確立するが、そのような有利な諸事情にめぐまれぬ諸地域では、あるいは停滞、存続することによつて農民層分解の様相に大きな差異を産み出すのである。「つまり分割地農民は一般に発展的であり富裕であるとか、停滞的であり貧困であるとかは云い得ないのであり、また一義的に両極分解するとか、停滞留るとかとも云い得ないのである。」⁽⁴⁾「その目に見える姿態は資本主義の発展段階的差異および各資本主義国独自の外的諸条件によつて異ならざるを得ないのである。」⁽⁵⁾したがって封建制解体過程における農民層分解の形態を一義的に「両極分解」と規定して資本—賃労働関係にただちに結果しない農民の存在形態をすぐさま封建的と規定することはあやまりである。「共同体理論」にもとづく「農民層分解論」は結局こうした移行期における「過渡的土地

所有」のもつ重要な役割を殆ど理解することなく、それをもっぱら「小ブルジョア経済」一般に還元し、「中産的生産者層」として、つまりその商品生産者の側面においてのみひたすら近代社会とかかわりをもつものと扱えたのである。この時期における農民層分解の多様な形態と特徴を追求してゆく糸口を自ら放棄してしまったものといわざるをえない。それ故このような農民層分解把握にしたがえば「分解」の視点から「寄生地主制」の成立を把えるというとき、それは結局、前期的諸資本による領主的土地所有の蚕食、あるいは逆に萌芽的な農民的貨幣経済の圧殺として全く一面的に理解しなければならなくなる。つまりその前提として不可欠な事実上の自由な農民的土地所有の成立および展開という点を全く無視するか、又はこれに注目してもせいぜいそれを「たんに土地『処分の自由』の問題に狭少化して、「寄生地主に搾取の対象を確保してやり、その搾取の自由を公認して、寄生地主的土地所有を名実ともに公然と確立させる」⁽⁶⁾という点に局限して評価するに止まるのである。これではブルジョアの発展そのものを制限したり否定したりするのは当り前といえよう。

またしたがってその前期的資本「寄生地主制」の社会的性格もなら固有の土地所有規定からではなく、それが「旧い『共同体』関係の維持と再編成に結びつくようになる」という点から、したがってまた歴史具体的にはそれが旧来の封建制の維持と存続に結びつき、その限りで直接に封建地代の形態で、またはその転化形態たる利潤の形態で直接生産者からの剰余労働、剰余生産物および剰余価値を収奪する点から間接に「半封建的」封建的土地所有」と規定されるにすぎないのである。これでは「一定度のブルジョアの発展（＝農民層分解）の所産としての」地主―小作関係とか、その前提としての事実上の「自由な」農民的土地所有の成立とか、「過渡的土地所有制」としての地主制とかは全く表現だけの問題となり、その点に関する豊富な史実の提供は結局理論的に（実際には強力的に）否定され

てしまうのである。地主制研究につねに見られる史実と理論の背離の一つの大きな原因がここにある。堀江氏の努力は（したがって協力者のそれは）この克服のための方向をいささかでも指示している限り高く評価されなくてはならないのである。

それにしても堀江氏がこれまでの「寄生地主制」研究への批判をその誤った「農民層分解論」の理解にのみ向けて居られるのは不充分であり納得できないことである。というのは第一に「寄生地主制」は何よりも封建制から資本制への「過渡的土地所有制」であり、したがって現実には「寄生地主」が高利貸付および商工業を兼営し、次第にさらに経営の重心を移してゆくにせよ地主である限りその性格規定はあくまで経営の基礎たる土地所有の側面においてまずなされるべきであるからである。つまりこの場合封建的土地所有関係の変化、解体過程との関連を無視しえないのである。この意味で封建的關係の存続の下での農民層分解を問題にする場合には、それをただちに近代的な資本關係形成の考察を直接的対象とする理論問題（つまり農民層の分解Ⅱ「原始蓄積理論」）と関連づけることはあやまりである点をさらにはっきりと指摘すべきであった。⁽⁷⁾要するに原始蓄積理論はもともと封建的關係の中で、直接生産者と生産手段の直接的結合の面のみをとりあげてその相互の分離を説明するのみであってその限りでは、最も抽象的な封建的關係の解体を問題にしているのである。封建的諸關係の最も具体的な面は直接生産者と生産手段の所有者との直接的關係であって、いわば、それは封建地代の収取關係に示されている。だから封建的諸關係の変化並びに解体を問題にする場合には、当然この封建地代の変化並びに解体の考察を対象としなければならない。「寄生地主制」の成立と存続の必然性と条件はこの意味で地代論的把握によって媒介された「農民層分解論」として展開されねばならない。だから堀江氏は「寄生地主制」の成立を特定の形態（性格）の農民層分解の結果として内部必然的にとらえよう

とするならばこの点に当然留意すべきであつて、工業資本主義の発展段階からそのまま演繹された農業資本主義の発展段階によつてただちに農民層分解の形態（性格）を規定すべきではなかつたのである。地主制研究における従来の主流の見解のあやまりはその「共同体理論」に由来する農民層分解の歪少化され単純化された把握に原因があると共に実はそれ以上にその「分解論」が地代論的分析視角を論理必然的に排除した点により大きな原因があつたのである。したがつて以下その点についてみて行こう。それはまた同時に堀江氏の見解の「限界」をも明かにするはずである。

地代論的分析視角を欠く「農民層分解論」によつて「寄生地主制」を理解しようとした比較経済史学（堀江氏のみをゆる「大塚理論」と「吉岡・山田理論」を含む）の共通の特徴の一つはその社会的性格を把握するに当り固有の土地所有規定を全くといつてよいほど欠如している点にある。⁽⁸⁾

つまり「寄生地主制」を「半封建的」封建的土地所有制」であると規定する場合、そこでは封建的土地所有の本質的契機（したがつて封建地代の本質規定）として不可分に把えられるべき次の三点、すなわち（一）現物経済の支配的段階における土地の名目的所有者たる封建領主が、土地の非所有者にして単に土地の占有者たるにすぎない自立的直接生産者、すなわち農奴または隷農と直接対立しているという關係。（二）封建的土地所有を基礎とする経済外強制の存在。（三）地代が剰余労働、剰余生産物もしくは剰余価値の通例的形態をなしていること。などの点からまず「寄生地主制」を検討して上記の結論を出すという当り前の手続きが明かに省略されているようである。したがつて前にも若干ふれたところではあるがその根拠は間接的に——直接的に固有の土地所有規定にはなく——次のような諸点に求められている。

第一は「共同体理論」に由来するのであるがひとたび成立した前期的資本「寄生地主」はその性格上「古い『共

『同体』關係の維持と再編成に結びつくようになる」と把握される。したがって共同体解体⇨価値法則貫徹⇨資本關係の形成に必然的に対立し、農民の單純商品生産者化、その兩極分解（農民層分解）を阻止する本質を内包しているという意味でその社会的性格は「封建的」であると規定されている。だから農民の地主—小作關係への分解は一定度の經濟發展段階の所産でありながらもそれ自体はつねに「逆分解」⁽⁹⁾なのであり、必然的に農民の商品生産者化を制約し、共同体の維持と再編成に結びつく封建の本質をもつとされる⁽¹⁰⁾。（この点では「大塚理論」も「吉岡⇨山田理論」も同一の理解を示している。ただ違っているのは共同体を脱却しうる条件をただちに單純商品生産者の契機に求めるか、あるいは農業経営（⇨農業生産力構造）のなかに求めるかという点だけである。）

また第二には絶対王政期における經濟外強制⇨「公力」の存続にその根拠が求められる。つまり大塚氏は封建社会および、それに照応する土地制度の發展段階を「分権的封建制（古典莊園制）⇨集権的封建制（純粹莊園制）⇨絶対王制（寄生地主制）」と把握され、吉岡氏らは「古典的封建制（古典莊園制）⇨絶対王制（寄生地主制）」と把握されておられるようであるが、⁽¹¹⁾ともに絶対王政が封建制の最終段階であると理解し「絶対王制の成立と存続を支える封建的な基本的土地所有關係が他ならぬ寄生地主制である」⁽¹²⁾ることを強調される。ここでは権力の性格から逆に土地所有の性格が規定されているようである。事実「寄生地主制」はたんに「古い『共同体』關係の維持と再編成に結びつくようになる」のみならず絶対王政期においては領主的⇨封建的支配の下で必然的に發動される經濟外強制の助けをかりて恣意的・強力的な封建的な搾取を実現しうるが故に「半封建的⇨封建的土地所有」であるといわれる。だから「この寄生地主的土地所有は一応私的所有権を確立し、地主—小作關係によって貫かれている点で旧來の領主的土地所有と

は異なる」が「実質的には旧来の封建地代收取機構をそのまま利用して地主—小作関係によって小作料—封建地代を收取する」⁽¹³⁾点で近代的土地所有と本質的に異なるとされる。ここではかつての「資本主義論争」で多くの批判をあげた「経済外強制—公力説」⁽¹⁴⁾が依然として主張されているように思える。とくに絶対王政が「過渡期」の国家権力としてその下に移行期における各種の異った経済制度（したがって土地制度）を併存させうる点から考えると、その時期の特定の土地所有制（つまり「寄生地主制」）が基本的土地所有制たることをまず質的にも量的にも史実で明かにすることなくしては権力の本質規定で逆に土地制度の性格を一義的に決定してしまうことはきわめて危険であろう。

さらに第三に「寄生地主制」のもとにおける地主—小作関係の「封建的」性格からである。それは要約すれば次の二点、すなわち(一)地主—小作関係における封建的—人格的義務（—経済外強制）の存在、および(二)高額、現物小作料であるといえよう。⁽¹⁵⁾このうち第一点については前にもふれたのであるが、この場合それ自身に固有の経済外強制は見出せずその殆どが実は絶対王政の国家権力によって保証されていたという点ですでに遅塚忠躬氏、柴田三千雄氏にも批判されたごく問題たりえない。⁽¹⁶⁾とすれば小作料の高額性と現物形態という点のみが残るのであるが、この点も遅塚氏によって批判されている。ともかく地代が現物納か金納かということはそれ自身小作料の性格を規定する決定的要因とはならないし、また小作料の高率高額であるということも、それだけではそれが封建地代か資本制地代かあるいは何らかの過渡的地代であるかということを決する要因たりえない。問題はやはり地代形態ではなく地代範疇の性格が明かにされるべきである。（この点はやはり戦前の、「資本主義論争」のなかですでにふれられている所である⁽¹⁷⁾。）その意味では改めて「寄生地主的土地所有」について直接に前にのべた封建地代の三つの本質規定が妥当する

か否かを検討すべきであらう。やはり「地代範疇の重心は、つねに生産条件の所有者に対する直接生産者の直接的係」であり、地主制の性格規定はそのもとにおける農民経営（農業生産力構造）の進展度からではなくやはり直接に地主—小作関係それ自身の内容から検討される必要があるのである。

こうみてくるとたしかに主流の見解には「寄生地主制」を半封建的—封建的土地所有制として積極的に規定する直接的根拠は無いようである。したがって前にもふれた柴田、遅塚両氏のごとく地主制を「無色透明」と規定する批判が出てくることはむしろ当然とも云えよう。絶対王政期における地主—小作関係を全面的に封建的と規定しえぬ多くの史実（西欧および日本のそれ）の輩出は今后ますますかかる批判を強力なものとするであらう。それにしても主流の見解の人々は基本的にはこうした批判にいまのところ動じぬようである。これはそれらの史実を全く認めようとしてないからではなく実はそれを積極的に封建的と主張する理論的基柢が、依然として有効性をもって存在すると考えているからである。そして、それは第一に周知の「共同体論」であり、そして第二には「寄生地主制」の性格規定を背後からひそかに支えている「過渡的地代範疇」否定論に他ならないのである。だからこの意味では「寄生地主的土地所有」を半封建的—封建的土地所有であると規定する直接的根拠はやはり一定の地代論的把握に根ざしていたと考えてよいのである。したがって主流の見解に対する批判の矢はその「共同体論」にのみむけられるべきではなくこれと不可分に結びついて裏面に存在していた「過渡的地代範疇」否定論のものにもむけられるべきであった。この意味で堀江氏の批判は一面的であった。⁽¹⁸⁾

周知のごとく「過渡的地代範疇」否定論の提唱者は平野義太郎氏であり、今日その継承者は小池基之氏である。⁽¹⁹⁾

平野氏は「地代範疇の重心は、つねに生産条件の所有者に対する直接的生産者の直接的関係であつて、生産者に直接対立するものが、資本家か土地所有者かということによって、資本制収取か封建的収取かの、両者いずれかの範疇に還元せられる。それだから、単に過渡的形態ゆえに、封建地代でもない、『前資本主義地代』という過渡期の第三範疇なるものは存在しえないのである。」とその所説を展開し、また小池基之氏も同じく「封建制地代と資本制地代との中間形態としての、また『封建的でもない、資本制地代でもない』という意味において」の『過渡的地代範疇』なるものは存在しないのである。」と述べている。さらにまた小池氏は「資本制地代を封建地代から区別するものは、『地代』が『利潤』の制限となつていゝのではなくして、『利潤』が『地代』を制限していゝことであつた。」と述べ、その転化の条件は「直接生産者に対する『土地』の支配の、『資本』の支配への転化」といふことであるといわれている。

こうした「過渡的地代範疇」否定論は、明かに封建地代から資本制地代への中間諸形態の存在を認めていゝマルクスの見地とも異なるもので今日では農業理論の分野で広く否定されつゝあるようである。⁽²⁰⁾にもかかわらずそれは直接生産者に対する「土地」(したがって共同体)の支配から「資本」の支配への転化に、封建地代から資本制地代への転化を認める点でまさに主流の見解における不可分の一環となつていゝ。つまり「直接生産者に対立するものが資本家か土地所有者か」によつて土地所有の性格を決定するといふ単純化された見地のみが「寄生地主制」をためらうことなく封建的(≡半封建的)土地所有制と規定せしめたのである。だがこの場合問題はいつまでもなく直接生産者に対立するものが土地所有者であつても、その土地所有者が封建的土地所有者であるか「自由な」私的土地所有者であるかによつて封建地代であるか否かが質的に区別されるという点である。実際マルクスの云う如く⁽²²⁾賃借地において分割

地経営が営まれる場合、そこでの小作農民は身分的隷属関係からは明かに自由であり、したがって彼の支払う借地料は封建地代でもなく、又明かに資本制地代でもない中間形態として扱えられる場合が存在するのである。ともあれ近代的土地所有形態を資本家的土地所有に純化し、それ以外はなんらの「過渡的土地所有」を認めず、また「農民の土地からの離脱にもかかわらず、なお生活のために土地に結びつけられていなければならない事情」を基礎にそこでの土地所有の性格をただちに半封建的⁽²³⁾封建的と規定する地代理論は共同体（したがって土地）よりの脱却こそを近代化の基本線とする歴史分析と固く内面的に結びついているのである。それ故かかる立場には封建制から資本制への過渡期に一般的にみられる農民的土地所有の前進的諸形態が、さらにはそこから発生した種々の転化諸形態が、したがってまたそこにみられる農民層分解の多様な諸形態が、必然的に不当に単純化され、歪少化される危険性がつねに不可避なものであること、ましてや「英国の諸関係こそは、近代的土地所有、換言すれば資本主義的生産によって改変された土地所有が恰当に發展している唯一のものである。」⁽²⁴⁾といわれる如く多かれ少かれ順調に資本家的土地所有制への移行を完了しえなかつた他の后進諸国における一層多様な土地所有の中間的諸形態の残存、およびそれに規定された農民層分解の複雑な諸形態（⁽²⁵⁾諸性格）がやはり不当に単純化されるかもしくは特殊化されてしまう危険性が同様⁽²⁵⁾にまた不可避であることを吾々は銘記すべきであらう。「寄生地主制」研究における困難はまさに分析方法そのものの全面的な再検討によってのみ克服しうるのである。

(1) 堀江英一、『前掲書』第六章、以下断わりない場合はみな同じ。

(2) 堀江英一「わたくしは共同体論に反対する」(日本史研究第三十七号)

なお「共同体論」に対する批判については、拙稿「近世日本社会史研究」(書評)―「史学雑誌」第六十卷七号―および「封建制から資本主義への移行」について(同志社大学経済学論叢第七卷第四号所収)を参照のこと。

- (3) 大塚久雄「土地制度史学」3
- (4) 井上周八「農民的分割地所有」の基礎的考察。(『立教経済学研究』第十三卷第一号)を参照せよ。(二六一頁)
- (5) 同右(二六二頁)
- (6) 平田清明「分割地所有と地代範疇」(山田盛太郎編「変革期における地代範疇」所収二八四頁)
- (7) 以下この点については、黒須徹「寄生地主制の地代論的解釈」(東北学院大学論集第三十四号所収)を参照のこと。氏の意見は非常に教えられる点が多いが寄生地主制を「半封建的」封建的土地所有」と規定されて居られる点では従来通説をそのままとて居られるようである。なおこの点での堀江氏の不充分さは実は氏の「封建制捨象説」なる方法に起因している。この方法の批判については、福富正実「『堀江理論』Ⅱ『封建制捨象説』における講座派の思考様式の自己破綻について」(山口経済学雑誌第十二巻第五号所収)にくわしい。
- (8) この点では近代的進化の「型」と方向をその本来的な阻止条件たる旧来の土地所有関係の解体過程の特質との関連でもっぱら把握し、したがって地主制の形成をも阻止条件との関連で把握した高橋幸八郎氏もまた決して例外ではない。「封建制から資本制への移行」の理解について地代形態の変化・推転を重視される氏も結局は他の諸氏と基本的に同一の立場をとっている。くわしくは前掲拙稿を参照せよ。
- (9) 大塚久雄「『農民層の分解』に関する基礎的考察」(土地制度史学)創刊号)六頁。
- (10) ここでは地主制が「胎芽的利潤」の成立を前提とした私的土地所有であるという性格が重視されずに、むしろそれが「胎芽的利潤」を圧殺するというその作用のみが重視されている。しかし一たび成立した「胎芽的利潤」の圧殺はたんに地主的土地所有の作用のみから生じたものではなく、もっと全機構的な諸作用の結果として(たとえば「固有の」封建的諸規定の存続、生産者農民の性格、市場形態の特質など)生じたものと理解すべきである。地主制の「封建的」性格にブルジョア発展の停滞(坐折ではない)のすべての原因を求めめるのはあまりにも単純化された見地である。
- (11) 大塚久雄「寄生地主制論争の問題点」(歴史学研究)一九二号)四二頁
- (12) 同右、四〇頁
- (13) 遠藤輝明。「フランス革命といわゆる『地主的土地所有』について」(歴史学研究)一九五号)四五頁

(14) この点については小山弘建「日本資本主義論争史」(上)第五章を参照せよ。

(15) 絶対王政期における地主—小作関係の封建的性格については、フランスの場合高橋幸八郎、遠藤輝明、二宮宏之の諸氏によって論ぜられ、イギリスについては吉岡昭彦氏の諸研究がある。なおこの点については、家名田克男『半封建的』『地主制』論の帰趨——香川大学経済論集第三二六巻第一号—がきわめて適切な紹介を行っている。

(16) 前掲の家名田氏論文でもこの点は紹介されて居られるが、とくに遅塚氏の「史学雑誌」第七十編第三号所収の「柴田三千男『フランス絶対王政論』なる書評はきわめて秀れたものである。ただその地主制「無色透明」説は氏が「半封建的」地主論をすでに脱却されつつも、なお基本的には「共同体理論」→「過渡的地代範疇否定論」に、まだに支配されていることをものがたるいわばその研究上の「過渡期」の産物であるといえよう。

(17) この点はやはり小山弘健「前掲書」第六章を参照。

(18) 堀江氏は勿論后述するように、寄生地主制の成立を「過渡的地代範疇」適用の上に説明しようとされている。然し現実にはその正当な理解を欠くために従来の方法論克服の決定的な方向がそこにある点を正しく理解せず、実際はこの点で主流的見解と共通の水準に立っている。(本稿第三節参照)

(19) 以下の点については平野義太郎「農業問題と土地変革」第三章六三頁以下、および小池基之「半封建的地代」とは何か「経済評論」第三巻第七号所収)「過渡的地代範疇について」(「経済評論」第二巻第十二号所収)を参照。

(20) ここではマルクス『資本論』第三巻、第四十七章資本制地代の発生史)の第四節貨幣地代および第五節分益経営と農民的分割地所有でのべられている「中間的」「過渡的」地代形態について考えられたい。

(21) たとえば井上周八「前掲論文」、平田清明「前掲論文」、黒須徹「前掲論文」、玉城哲『分割地所有』の理論的性格について(「農村研究」第八号所収)および栗原百寿「農業問題入門」(昭和三十年、有斐閣刊)など。なおこの点については家名田氏の「半封建地代論——一つの論争史的展望——」(香川大学「研究年報」2)が若干ふれている。

(22) 「資本論」第三巻、第四十七章第五節参照。

(23) 前掲「小池論文」参照。

(24) マルクス「剰余価値学説史」(改造社版第二〇巻、一五頁)

「寄生地主制」研究に関する一考察

(25) 比較経済史学のかかる近代化の単純化された一面的理解が結局は封建制から資本制への移行の多様性を包含しうる正当な理解をいちじるしくゆがめてしまった。しかも一面化された近代化のコースを世界史の基本法則にまで昇化したことにより一層この傾向はげしくなり、とくに日本近代化の理解についてはその特質を単なる「段階的すれ」→後進性、停滞性に解消してしまい近代史への発展的な内在的展望をふさいでしまった。方法論的破綻はここから生じたのである。

三

「わが国の寄生地主制をマルクスの分割地所有（高島訳では過小農的土地所有）の範疇にもとづいて規定することは、いわゆる封建論争以前においては、多かれ少かれ一般的に採用された見地であった。」⁽¹⁾とすれば堀江氏もまたかかる見地に立たれてこれまでの「寄生地主制」研究史の再検討を行って居られることはたしかである。「ここにいう寄生地主的土地所有はそれ自身としては封建的土地所有に隷属しながらもそれに対する農民的土地保有の派生形態であり農民的土地所有への前進を基礎として展開される形態である。そうだとすれば、寄生地主的土地所有を（半）封建的土地所有と断定することは無理であろう。」⁽²⁾という氏の言葉がそれを証明するし、実際氏は「分割地土地所有の発展以外の何物をも前提しないで、寄生地主的土地所有を説明」しようとしたのである。しかしこの氏の見地はこれまで見てきたようにその研究において残念ながら貫かれていないといわざるをえない。そこに実は堀江氏の「限界」がある。氏は「共同体理論」に包摂されていた「農民層分解論」をせっかくそこから救い出しながらその正しい適用方法によって「寄生地主制」の形成を説明しえなかつたのである。すなわち堀江氏は「土地保有」所有の分解を農業生産そのものの階級分解に起源するものとして把握し「それ故「寄生地主的土地所有を農業生産の階級分解の『転化』形態である」と考えて、⁽³⁾ここから課題がまさに「寄生地主制」を形成させる分解の形態であるにもかかわらず分解の

程度をのみ問題としてしまったのであった。⁽⁴⁾ 農民層分解の研究は一般的には少くとも(一)土地所有⇨地代形態、ならびに(二)農業外における資本主義の発展、との関連において考察さるべきであり、とりわけ「過渡期」の土地所有制としての「寄生地主制」の形成を取り上げるならば地代論的視角からの分解の検討が不可欠であったのである。かくて氏にあってはせっかくの「農民的分割地所有」範疇適用の意義も大きく損われてしまったのであった。つまりそこでは、「小商品生産」段階の農民は分割地農民としてのその土地所有者的規定からではなく、「小商品生産」農民として、いわばもっぱら経営視点から扱われるに止まった。だから彼らの没落、分解の様相はその「小規模耕作」⇨いわゆる小経営生産様式一般のもつ社会的生産としての限界性、つまり「限界経営規模」論から一義的に説明され、分割地農民の「自由な私的所有」という土地所有の特別な性格からは殆ど追求されていないのである。したがってまた必然的に「小商品生産」農業が自ら抜け出す途は、それ自身が「どれだけより高度の農法⇨労働過程を獲得するのか、それに対応して『小商品生産』農業段階をどの程度まで否定して新しい段階の農業に到達するのか」という、いわば経営⇨生産力の問題にただちに求められることになってしまったのであった。これでは堀江氏は自らが批判される「吉岡⇨山田理論」とどれだけの違いがあるのか理解出来なくなってしまう。「寄生地主制」形成のしたがって又揚棄の条件を結局はひたすら農業経営(⇨生産力)の展開なかに求めてゆくこと、これが「小商品生産」農業段階設定の理論的帰結であったのである。しかもこういう観点から分割地農民をとらえている限りは氏の云われるごとく「袋小路のなかを堂々めぐりしながら解体してゆく」以外にはない。「寄生地主制」揚棄の条件はその内部からはついにでないことにもなる。こうした「袋小路」をぬけ出す途はしたがって農民的分割地所有の「過渡的」性格を正しく地

代論的に把握しそこから「農民層分解」の過程を理解し直すこと以外にはない。

つまり「過渡的地代形態」としての分割地所有の「過渡的」性格は、貨幣を支出して土地を購入することが、一方では土地の非所有から生ずる経済外強制と地代収奪の重圧から離脱することであり、農民の「人格的自立性の発展のための基礎」でありしたがって自由な個性の発展のための一つの必要条件であると同時に、「農業そのものの発展のための必要な一経過点であり最も正常な形態」であるにもかかわらず、他方では、「生産部面そのもので自由にしうる資本」を減少させ、「生産手段の範囲を減少させ、したがって再生産の基礎を狭隘化させる」ことによって、「労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、諸資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的応用を排除する」ものであるからこそ、小経営的生産様式の商品経済としての一定の発展のなかで分割地的小土地所有は資本制的大土地所有に止揚されねばならない、ということにほかならない。こうした分割地所有の二重の——相對立する——機能は商品経済の展開にともなつてますます敵対的となり、分割地所有という形態の「土地私有と合理的農業との矛盾」が激化してゆき、ついには資本主義的土地私有に転化せざるをえない必然性を内包している。⁽⁶⁾ それにしてもこの必然性の発現はまさに「資本主義の発展段階の差異及び各資本主義国独自の外的諸条件の差異によって異ならざるを得ない。」⁽⁷⁾ のであり分割地農民は一義的に両極分解するとか、滞留するとかと一面的に答えることは出来ないのである。

だから以上のごとき分割地農民の地代論的把握のうえに、その内包する「自己矛盾的存在構造」との関連で彼らの分解の形態を改めて把握し直す必要が出てくる。すなわち分割地農民が同時に、また農工兼営の小商品生産者でもあること、ここから彼らの分解の必然性と形態が生れてくるのである。それは前述したとおりに一義的に「寄生地主制」に

のみ結果しない。もし堀江氏のように彼らの独自の土地所有規定が忘れられてしまうと彼らと自営農民、小経営生産様式一般との混同が生まれてしまう。かくては「小経営的生産様式における分割地所有の二重の——相對立する——機能、この二者斗争的な両契機によって規定されている分割地所有範疇の自己矛盾的存在構造を、たんに土地『処分の自由』の問題に狭少化して、その機能を『寄生地主に搾取の対象を確保してやり、その搾取の自由を公認して、寄生地的土地所有を名実ともに公然と確立させてやること』に局限するのは、分割地所有のきわめて機械的の面的な理解といわねばならない⁽⁸⁾」といったかつて栗原百寿氏が受けたきびしい批判を氏もまたそのまま甘受しなくてはならないことになる。だから堀江氏が分割地的土地所有は必然的に「寄生地主制」に結果するととらえられた理由は、実はそのあやまった「分割地的土地所有」理解にあったのである。この点でまさに栗原理論と同一であったといえよう。

こうみてくると堀江氏は「寄生地主制」研究にあらたな分析方法を提起しつつ、従来の主流的見解の共通のあやまりを克服されようとして一応の成果を挙げつつも結局は果さなかつたといえよう。ただし氏がそこで示された成功もまた失敗すらも実は「寄生地主制」の分析方法の再検討に多くの重要な問題を投げかけていたのである。この点にまさに氏の大きな功績がある。

わが国の地主制史研究は現在ようやく新しい理論的反省の時期をむかえているようである。つまりこれまでみてきたように従来の研究に内在する欠陥が今や研究の前進にとっては全くの阻止条件となっておりその克服は急務とされている。しかもわが国においてすでに寄生地主制が基本的に解体してしまつてもはやいかなる意味でもそれが再び実践の対象になる可能性はなく、したがつてもつぱら純粹に理論的検討の対象にのみなりうるという今日の状況は、い

まや吾々にその「自由な」しかも厳密に「客観的な」取り扱い方を改めて要求しているといえよう。そうしてまた「維新変革を本質的にブルジョア革命としてとらえることは、今日の日本の勤労大衆にとってブルジョア民主主義的要求の課題がひろく提起されるものであることと何ら矛盾するものではない。」⁽⁹⁾という認識に達した実践的マルクス主義の理論的成果は他面でブルジョア革命の「近代主義的美化」を克服する途をすでにひらいているのである。したがって維新ブルジョア革命説を否定する見地とこれまで固く結びついて批判を頑強に拒否してきた「寄生地主制」＝封建的（封建的）土地所有なる把握の教条化とはすでに理論的実践的に決別する条件は出そろっている。しかもこれまでの急速な地主制史研究の進展によって、いままでの「硬直した」理論ではまったく包含しきれなくなったきわめて豊富な史実の統出は一層その方法論的再検討を待望しているのである。

かくて「寄生地主制」への、したがってその基底たる「事實上」の農民的土地所有への「過渡的地代範疇」の適用、（したがって「資本論」第三卷、第四十七章の第四節「貨幣地代」第五節「分益経営と農民的分割地所有」の理論的検討と、その具体化がとりわけ必要である。）⁽¹⁰⁾ またこれを媒介として「農民層分解論」そのものを再検討することなどがさし当っての緊急な理論的課題であり、さらにそこで獲得された理論的成果にもとづいて我国における寄生地主制の独自の性格を明かにすることが吾々に課せられた当面の任務である。我国近代化過程への新たな解明はここからはじめられるべきであらう。⁽¹¹⁾

(1) 栗原百寿「農業問題入門」(昭和三十年有斐閣刊)二八七頁

(2) 堀江英一「イギリス革命の研究」(昭和三十七年青木書店刊)一六頁。

(3) 堀江英一「幕末、維新の農業構造」―はしがき―参照。こうした方法はやはり氏の「封建制捨象説」より生れたものであ

る。この点は前節の註(7)参照。

(4) 山崎隆三「地主制成立期の農業構造」(昭和三十六年青木書店刊)第一章を参照せよ。なお山崎氏はここで「農民層分解は本来経営規模にかかわることであるけれども、まず当初においては土地所有関係の変化にあらわれる」といわれ結局「分解の形態(地主制的かブルジョア的か)は土地所有の変化が反映したかぎりでの経営規模にあらわれる」とされ、ここから幕末における農民層分解における地主制的分解とブルジョアの分解の併存を説いて居られる。

(5) 吉野城「日本農民分解論」(大月書店昭和三十三年刊)および久留島陽三「農民層分解」の段階と性格」(法経学会雑誌)第二十八号所収)を参照せよ。なお分解論の見地から地主制を把える場合、具体的な分解の形態(性格)をただ農業内部の矛盾の所産としてのみとらえるのが不十分な理解であることは明かであらう。

(6) 平田清明「前掲論文」二八二頁。

(7) 井上前掲論文二六二頁

(8) 平田前掲論文二八四頁

(9) 暉峻衆三「さいきんの地祖改正をめぐって」(「歴史学研究」二一八〇号所収)

(10) 貨幣地代段階における農民層分解の型と性格から、自由な独立自営農民成長の可能性とそして、それに必然的に随伴して過渡期の分解形態としての地主—小作関係が形成されてくるものと考えられる。なおこの場合の地主—小作関係には外部の商業、高利貸資本の介入によるものもある。両者の性格は基本的には分解を阻止しないという点で同じであるが、しかしその分解の進展に及ぼす作用については異なる。両者を同一性と区別との両面でもとらえるべきである。

(11) 我国近代化の特質をしたがってまた我国寄生地主制の特質を具体的に考察する場合考慮すべき点はとりあえず次の三点である。

第一に明治維新の社会的、経済的内容のブルジョアの性格をみとめそれを「未完成の」ブルジョア革命と把握すること、それが未完成なる理由は絶対主義権力としての天皇制を温存したことにある。地主制の性格規定はかかる条件の下で改めて考察されねばならぬのではないか。

第二にとくに地主制の性格を考える場合「過渡的地代範疇」を適用すると共にその特殊日本の特質を忘れてはならぬ。とく

にその生産物地代形態としての現物小作料の問題である。この場合、生産物地代形態の強固な存続を単に段階的おくれの所産としてのみ規定してよいかどうかが問題である。むしろすすんだ経済発展段階における生産物地代形態の存続の必然性を機構的に解明すべきではないだろうか。

第三に幕末の地主制は末だ幕藩支配下の土地所有たる点からする規定をうけていることを考慮しつつ、しかもその多様な地主——小作の諸形態を区別し、厳密にその性格を規定し、その基本形態が何であるかを明かにする必要がある。とりわけこの場合「質地直小作が地主・小作関係形成の基本線となる」とする見解の検討が重要である。かかる見解は基本的に前期的資本の運動法則から地主制を把握せんとするもので「農民層分解」否定の見地に立っている。これはむしろ従来の方法論的欠陥の所産に他ならない。(これらの点については別稿を用意したい。)